

## 令和4年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-9の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	8月25日午前9時より現地確認をいたしました。場所は■■■■より■■■■方面へ向かって■■■■kmのところ■■■■という■■■■があります。そこから南方へ行ったところでございます。私と■■■■委員とこの案件の問い合わせ先であります行政書士の■■■■様、3名立会いのもと現地確認をさせていただきました。現況写真を見てもらえれば分かるように、2階建てのお家が建てられていました。平成10年頃から申請者の父母が高齢のため耕作するものがおらず申請地は休耕状態となり、ちょうどその頃から納屋と車庫の建築を考えており、平成12年頃に納屋および車庫を建設されました。現在もそれを使用されております。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお

		ります。5-11の案件につきまして■■■■推進委員お願いします。
	■■番	現地でございますが■■より■■方面に向かって県道■■■線を約■■■ほど行ったところを■■の方向に約■■■入りこんだところにあります。去る8月25日、私と■■委員、申請人であります■■■様3名立会いのもと現地確認をさせていただきました。現況写真にありますようになだらかな耕地を■■■様が縫製業を営んでおられまして、業務用の駐車場が不足しているので駐車場として使用するため農地を購入され譲り受け駐車場を建設するというので、計画書等もすべて作成されており何ら問題はないものと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	確認なんですが■■■の道を挟んで隣の■■■が田となっておりますが建物があるように思うんですが、どうなんでしょうか？
	事務局長	確認しましたところこちらの土地につきましても5条申請等を過去にしておられますが、その後地目変更の手続きをされていないということでございましたので、本人さんのほうに地目変更をお願いしますということでお伝えをさせていただいております。他の農地も非農地化している山林等もございますので、そちらについても同じように地目変更のほうをお願いしますとご本人さんのほうにお伝えしております。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-5の案件につきまして■■■■推進委員お願いします。
	■■番	1-5について報告します。■■■■地区担当の■■■と申します。場所は■■■■から■■■■を■■■へ約■■■のところにあります。8月27日に■■■委員と代理人の■■■氏同行のもと現地調査しました。申請地については約50年以上前から耕作されておらず、現況についても急勾配ですでに山林化しており農地への復元は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	この現況写真は、左側から撮ってあり航空写真を見ると緑が濃いので林になっていますが、右側のほうは緑が薄いんですが本当に山林化しているんですか？一部が休耕地であって山林化しなかったら畑のままいけると思うんですけど、どうなんでしょうか？意図を聞きたいんです。そ

		<p>の他非農地となっておりますが、ここに太陽光でも建てるのでしょうか。山林のほうが安いから山林にして太陽光の業者さんに売るため、そういった打ち合わせがあったんじゃないでしょうか。事情を話さないと非農地の問題は皆審議しにくいと思います。</p>
	■番	<p>ここはかなり急勾配であり雑草がいっぱい生えております。それと太陽光とかそういった話はないです。</p>
	■番	<p>農地パトロールは何判定ですか？</p>
	事務局長	<p>この■地区は農地パトロールを実施してもらっているんですが、ここは地籍調査の現地調査が終わっているにもかかわらず登記まで法務局に送り込む作業ができてないエリアでございます。形状が変わってきたりと微妙な土地で、実施しても現況が合わないということでなかなか農地パトロールが十分に行えないエリアでございます。現地の委員さんによりますと、見て回ってもすぐ反映ができないので個別の調査まではできていないというようなお話を聞いております。もう一つ言いますと■さんがこの農地を手放したい意向があったようです。それで隣接のかたに譲り渡したいという意向があると聞いております。</p>
	■番	<p>この土地が水害などで崩れて家のほうに大量に土砂がきたりということがあったので、その辺を改善されたいと思っておられます。</p>
	■番	<p>所有権移転をしたいために山林化したいという思いでの申請なんですね。農地パトロールをしてE判定をすれば非農地で山林になるんですよ。そこまで待てない、■さんが焦る理由があるのでしょうか。</p>
	■番	<p>無いと思います。</p>
	■番	<p>無いのならほっとけばいいんじゃないですか。</p>
	■番	<p>そういう考え方もあるとは思いますが。とにかくここは急勾配で畑作は無理なところですよ。</p>
	■番	<p>ほっとけば山林化しますよ。今の時期ではないんじゃないんでしょうか。相談を受けた時に■さんとの話で、今しないといけないという理由がないのならあと2から5年後には山林化してしまうから今のままでいいですよと言ったらいいんじゃないんですか。</p>
	事務局長	<p>■さん自体高齢のかたで生前に一定の整理をしたいという意向があるように聞いております。申請自体は行政書士さんのほうが行われてお話しをさせていただいてます。先ほど■委員さんのほうがお話しをされる通り現況は山林あるいは原野どちらなのかなあと思う部分もございます。先ほども言いましたように地籍調査の現地調査が終わっている状況でございますので、地籍調査の地目についてはどうなってますかというお話を担当のものに確認しましたところ、現況は原野の判定をしていると、ただこれも数年前の調査ですので現況地目の変更があるのかなというように思っております。ただ農地ガイドラインを見ても非農地化されているところは証明して非農地にしなさいよと書かれております</p>

		ので、先月と同じようなかたちでご承認のほうをいただきたいと思います。これを非承認にすると私のほうでかなりお言葉を考えないといけない部分もあります。ここ数年来、非承認になったことは無いのかなと思っております。
	議 長	現況写真は航空写真のどちらから撮ってるん？
	事務局長	■■■■の裏から撮っております。隣に■■■■さんの農地がありますがそこから撮っております。
	議 長	■■■■の旗が建っているところは今どうなってるんですか？木ではなく雑草が生えているんでしょうか？
	事務局長	はい。そうです。
	■ 番	だから山林ではなく原野になるんでしょう？
	事務局長	そのようなご判断であればそのようにさせていただきたいと思います。
	議 長	仮に■■■■さんのほうで山林に登記変更しても法務局が現地確認に来ますのでそこで原野の判定ができれば、山林ではなく原野での登記となります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時7分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和4年9月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>